

# 1回だけのお試しのつもりが、 「定期購入」に!?

コロナ禍の中、便利なインターネット通販…でも注文は慎重に！

令和元年度 大阪府内の  
「健康食品」や「化粧品」の  
定期購入に関する相談

前年度の 約2倍 に増加！

▶定期購入画面の例（スマホ画面）

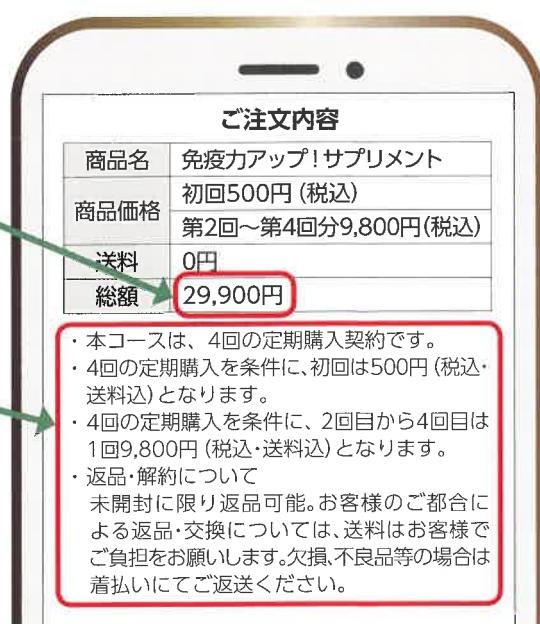


## アドバイス

購入決定の前に必ず注文内容の確認を行いましょう。確認時には、「注文前のチェックポイント」を活用しましょう！小さな文字や、何度もスクロールしないと見えにくい部分にも注意が必要です！

### 注文前のチェックポイント

- 総額がいくらか
- 定期購入が条件となっていないか
- 定期購入が条件の場合、継続期間・回数が定められているか
- 返品特約（※）を確認したか  
(解約・返品できるかどうか、その場合の条件など)  
(※)「特定商取引法に基づく表記」に記載されていることもあります。



インターネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度（※）はありません。返品の可否や条件については返品特約に従うことになります。商品を購入する際は返品特約などの取引条件をしっかり確認しましょう。（特約がない場合には、商品を受け取った日を含む8日以内であれば返品できますが、返品にかかる送料等の費用は消費者負担です。）

（※）クーリング・オフ制度とは、特定の取引について、一定の期間内であれば消費者が無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。

お住まいの市町村の消費生活相談窓口をご案内します

消費者ホットライン



い ゃ ゃ!  
188

局番なし

消費者教育推進大使  
もぎちゃん

# 電気契約の変更に伴う相談が増加中！

〇〇電力をご利用中の方へ連絡しています。  
〇〇電力のプランが新しくなり、電気代が  
安くなります。

検針票を  
見せてください



今よりも毎月の  
電気料金が5%  
安くなります

実際は…

電気をたくさん使わないと安くならない！  
〇〇電力のつもりが知らない会社と契約していた！

## アドバイス

- ▶ 検針票の記載情報は重要な個人情報です。慎重に取り扱いましょう
  - ▶ 電気料金のプランや算定方法、契約する会社の社名や問い合わせ先を必ず確認しましょう
  - ▶ 必要のない商品やサービスの勧誘は、はっきり断りましょう
- 契約を変更してしまっても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、家族や周囲の人や消費生活センターなどに相談しましょう。

## 高齢者の見守り

本人は被害に遭っていることに気が付かなかったり、相談することをためらったりすることがあります。トラブルを未然に防止するためには、家族や周囲の人の見守りが大切です。

次の「見守りのポイント」を参考に、身近な消費者被害を防止しましょう。

### 見守りのポイント

- 見慣れない人が出入りしている
- 新たにリフォームした跡がある
- 見慣れない段ボールなどが積まれている
- 金銭に困っている様子がある
- 生活用品などが新しいものに変わっている（浄水器、布団など）
- 金融関連のパンフレットや送付物が置いてある

## 悪質業者から身を守るために

### お断りステッカーを貼りましょう

お断りステッカーを玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者の強引な勧誘をけん制できます。必要な人は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口、または大阪府消費生活センターにお問い合わせください。

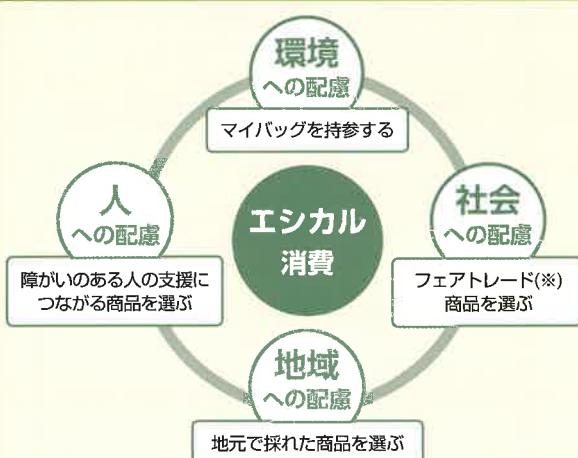
問 府消費生活センター

TEL 06(6612)7500

FAX 06(6612)0090



## 今だからこそ見直そう 私たちの消費行動～エシカル消費を心掛けましょう～



「人や社会、環境等に配慮して購入や消費することを「エシカル（倫理的）消費」といいます。

コロナ禍における買い物・買い物急ぎが発生し、レジ袋の有料化も始まった今は、私たちの消費行動を見直す良い機会と言えます。

「マイバッグを持って買い物に行く」「必要なときに必要な量だけ購入する」など、あなたの小さな心掛けが地球の未来を変えることにつながります。

日々の消費行動を考えてみませんか。

(\*)開発途上国の原料や製品を適正な価格で購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立をめざす「貿易のしくみ」

## マイナポイントに乗じた詐欺にご注意ください！

マイナポイントに関して総務省職員、市区町村の職員、その関係者等が以下のことを行うことは絶対にありません！

- マイナンバーや金融機関の口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報を伺うこと
- 通帳やキャッシュカードを預かったり、確認すること
- 金銭を要求したり、手数料の振り込みを求めるこ



マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）  
（0120）950178（総務省）